

第14節 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化計画

第1項 計画の主旨

「自分たちのまちは、自分たちで守る」という自助・共助の精神のもと、活動を行う消防団と自主防災組織の存在は、人的、物的被害を軽減するうえで、非常に重要である。特に発災直後の行政の防災活動が十分に機能しない状況下での救出、初期消火活動や応急手当て等の災害対応は、消防団や自主防災組織に負うところが大きい。

また、平常時には、地域で防災知識の啓発活動を行うための組織としての役割も大きい。このため、市は自主防災組織の組織化や消防団及び自主防災組織の育成指導に努めるとともに、防災資機材等の整備を図る。

第2項 市が実施する対策

1 自主防災組織の結成促進（危機管理部、消防本部）

自主防災組織の未結成地域に対し、自主防災組織の立ち上げを推進するよう働きかける。

また、自主防災組織は、自治会を母体として組織化を行うが、その際、自治会の規模、防火水槽又は自然水利等の状況、その他地域の実情を考慮して結成単位を指導する。

(1) 組織の編成

自主防災組織は、災害予防活動や災害応急活動を迅速かつ効率的に行うため、原則として30名から40名程度の隊員とし、情報班、救出救護班、消火班等を編成するよう指導する。また、その際、女性の参画に努めるよう働きかける。

(2) 活動内容

- ア 防災に関する知識の普及
- イ 防災訓練の実施
- ウ 情報の収集、伝達
- エ 出火防止の徹底と初期消火活動
- オ 救出、救護の活動
- カ 自主避難及び誘導活動
- キ 防災資機材等の備蓄管理
- ク 災害時要援護者への配慮や避難対策
- ケ 避難所の運営

2 自主防災組織の活動支援及び活性化の推進（危機管理部、消防本部）

地域の自主防災体制を強化するため、必要な助成等を講じることにより自主防災組織の育成を推進する。

(1) 自主防災組織への財政支援等

自主防災組織の活動に必要な防災資機材の整備や、隊員の防災士制度等の資格取得について、県とともに助成を行い積極的な支援に努める。

また、自主防災組織の活動に積極的に協力するとともに、県が実施する自主防災組織のリーダー研修等を利用して組織の中核となるリーダーを育成する。

(2) 自主防災組織の活動計画への支援

自主防災組織の平常時及び災害時の活動計画の作成を支援する。

(3) 自主防災組織への協力・参画の促進

自主防災組織と連携し、地域住民に対して自主防災組織への参画、活動への協力を促進するため、啓発、研修等を行う。

資料編13-2 自主防災組織

3 消防団活動の活性化（消防本部）

地域住民の消防団活動への参加・協力を促進するため、訓練や研修、啓発などを継続的に実施するとともに、市消防への協力や消防訓練、地域行事等への参加を通じて消防団が災害時に適切な活動に取り組めるよう平常時から支援するとともに、消防団に必要な消防施設等の整備を図り、組織の活性化に向けた支援を行う。

また、国や県が実施する研修や交流会等を活用し、情報の共有や他地域の消防団との交流を図る。

(1) 消防団による地域防災力の向上

地域防災力の向上を図るため、消防訓練において消防団が自主防災組織を指導し、地域の自主防災体制の強化を図るとともに、災害時に、消防団と自主防災組織が緊密に連携できる地盤を築く。

(2) 団員の確保

平常時の自主防災組織に対する防災訓練の指導や、災害時の対応を行う人員を確保するため、自治会等の協力を得ながら、団員数の確保・維持に努める。

(3) 団員の知識及び技術の向上

消防団の災害対応能力を向上するため、研修及び訓練を実施し、消防団の充実強化を図る。

(4) 消防施設、消防車両及び資機材等の整備

地域防災力の要となる消防団の充実強化に必要な消防施設、消防車両及び資機材等の整備を図る。

4 事業所等の自衛消防組織の育成（消防本部）

消防本部は、事業所の自衛消防組織等の設置について推進する。

第3項 市民や地域が実施する対策

1 自主防災組織や消防団の活動への参画

第2章 災害予防・減災対策計画

市民は地域等における防災活動の活性化のため、自主防災組織や消防団へ加入することや両組織が実施する訓練、研修に積極的に参画するよう努める。

また、市職員は、業務に支障のない範囲で、これらの地域活動に積極的に参加する。

第15節 医療・救護計画

第1項 計画の主旨

災害時の医療救護需要は、極めて大量、広域的に発生し、かつ即応体制が要求されるため、これに対応する応急医療体制の整備、医療品等の確保及び救護活動等について計画しておく。

第2項 市が実施する対策

1 医療体制の整備（健康福祉部）

（1）初期医療体制の整備

救護所の設置、救護班の編成、各避難所での救護所の位置を施設管理者と協議の上、事前に定める他、出動について鈴鹿市医師会と協議して「医師会マニュアル」に沿った初期医療体制の整備を進めるとともに、自主防災組織等による軽微な負傷者等に対する応急救護や救護班の活動支援などについて、自主救護体制を確立させるための計画を定めておく。

救護班の編成等については、第3章災害応急対策計画の第16節医療（助産）救護計画に定める。

資料編7—3 鈴鹿市医師会災害時対応マニュアル

（2）後方医療体制等の整備

ア 医療機関の情報ネットワークの構築

災害時に傷病者等の診察の可否、収容の可否等の医療情報を迅速かつ正確に把握、提供できるような情報ネットワークの整備に努め、医療機関の情報通信手段の多重化を図る。

イ 災害時の医療機関相互の役割分担や連携体制の整備

構築された情報ネットワークを活用し、同時多数の人命救助、医療救護を可能とするため、適切な治療の優先度を判断（トリアージ）し、その負傷の度合いに応じた医療機関への搬送など、医療機関相互の連携体制及び役割分担を整備する。

ウ 後方医療機関への搬送

手術等を要する負傷者を後方医療機関へ迅速に搬送するため、ヘリコプターを有効に活用するとともに、他市との相互受入体制を構築する。

2 医療品等の確保・供給体制の整備（健康福祉部）

災害時の医療活動が円滑かつ迅速に実施されるよう関係機関は、医療品等の確保と供給に努める。医療品等の確保と供給については、第3章災害応急対策計画の第16節医療（助産）救護計画に定めるところによる。

3 トリアージ訓練等の実施

第2章 災害予防・減災対策計画

医師会等と連携のうえ、地震防災訓練や総合防災訓練にて大規模地震災害を想定した実践的なトリアージ訓練等を実施し、大規模地震災害時においても適切かつ迅速に対応できるよう備える。

第3項 市民や地域が実施する対策

1 災害時の医療に関する事前対策

平常時から災害時の地域の医療体制を把握するとともに、各々の病状に応じた医薬品等を備蓄するよう努める。特に慢性疾患のある患者は、各家庭において病状に応じた医薬品等の確保に努める。

また、大規模災害時の混乱時においても適切な医薬品支援を受けられるよう、「お薬手帳（電子版含む）」などを非常持ち出し品として備える。

第16節 ボランティア対策計画

第1項 計画の主旨

災害時は各種救護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される。行政として、ボランティア活動の領域と役割に留意しつつ、ボランティアの善意が活かされ、活動が円滑かつ効果的に行われるよう環境整備を図るとともに、行政、ボランティア関係機関、ボランティアグループ等、相互の協力の体制を構築する。

第2項 市が実施する対策

1 活動環境の整備（危機管理部，健康福祉部，地域振興部）

災害時において、効果的なボランティア活動を助長するために、市及び関係団体とボランティア間の情報システムの構築を行うとともに、関係機関及び関係団体と連携して、活動拠点の整備を推進する。

2 人材等の育成（危機管理部，健康福祉部，地域振興部）

災害時において、ボランティア活動が円滑に行われるよう、県及び鈴鹿市社会福祉協議会と連携して日常活動においてボランティア登録及び災害ボランティアコーディネーターの育成等による団体の組織化、相互交流を図ることが重要である。

- (1) 市民のボランティア登録や、実践的・活動的な企業ボランティアの育成を促進する。そのため、関係団体が実施するボランティア養成講座等の支援を行い、研修制度の充実を図るとともに、企業ボランティアの活動が当該企業の地域貢献の一つとして位置付けられるよう努める。
- (2) 災害ボランティアセンターの運営を担う人材育成を支援し、専門性を持ったボランティアの確保を推進するとともに、ボランティア活動を支援するボランティアコーディネーターの育成を行い、人員の充足を促進する。

3 協力体制の構築（危機管理部，環境部，健康福祉部，地域振興部）

- (1) 災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティアセンターの設置・運営に関して関係団体と協力体制を構築する。

平常時から行政、ボランティア関係団体、ボランティアグループ等が研修等を通じて交流を深め、災害時の連絡体制や相互支援、ボランティアの受入れや効果的な活用のためのコーディネートに関する役割分担の明確化など、協力体制の構築を図る。また、ボランティア間のネットワーク化を支援する。

- (2) 災害時において、被災住宅からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を、市及び鈴鹿市社会福祉協議会、ボランティア関係団体等との間で構築するよう努める。

また、災害廃棄物の分別・排出方法等について、市民やボランティア関係団体等

に対し周知し、ボランティア活動の環境整備に努める。

資料編16-20 鈴鹿市災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定

第3項 市民や地域が実施する対策

1 企業の対策

企業の社会活動の一環として、従業員等の災害ボランティア等への協力や参画の促進に努める。

2 市民の対策

災害ボランティア等への協力やボランティア活動への参画に努める。

第17節 津波災害予防計画

第1項 計画の主旨

南海トラフ地震等が発生した場合、津波が襲来するおそれがあることから、沿岸地では津波に対する警戒や迅速かつ適切な避難が必要である。

したがって、津波警報等の情報伝達体制の整備及び沿岸地域住民に対する津波防災警戒意識の普及を図る。

第2項 市が実施する対策

1 情報伝達体制の確立（危機管理部、産業振興部、消防本部）

津波浸水予測区域における津波警報時の情報伝達手段としては、防災スピーカー、モーターサイレン、緊急速報メール（エリアメール）、いのちの鐘、半鐘等多くの手段を使用する。また、迅速な避難行動がとれるよう、住民等に対して避難経路、避難場所等の周知を行う。

さらに、海岸や港湾の施設や管理者に対し、津波フラッグを用いた伝達を行うなど、レジャー客、漁業関係者等への情報伝達体制を確立させる。

資料編16-21 モーターサイレン設置場所一覧

資料編16-22 いのちの鐘協力寺院一覧

2 海岸保全事業等の推進及び防潮扉等の開閉（産業振興部、土木部）

海岸保全施設の施設管理者は、津波により生ずる被害の発生を防止し、または軽減するため必要な保全施設の補強や整備を行う。また、防潮堤扉、水門、樋門等を迅速かつ的確に開閉するために、日常の維持管理を行う。

3 海面監視体制の確立（土木部）

強い地震（震度4程度以上）を感じたときには、津波警報等が発表されるまでに津波が襲来するおそれがあるため、気象庁の「ツナミナシ」の通報があるまで少なくとも30分間は安全な地点で海面を監視する体制を確立しておく。

4 津波防災警戒意識の普及（危機管理部、産業振興部、消防本部）

津波警戒に対する次の内容の普及を図るとともに、県が示した津波浸水予測図に基づくハザードマップの配布、三重県避難誘導標識設置指針に基づく案内板の設置等の推進を図り、市民や観光客等に避難場所、避難経路等の周知を行う。

- (1) 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- (2) 正しい情報をコミュニティFM、テレビ、無線放送などを通じて入手する。
- (3) 地震を感じなくても、津波警報が発令されたときは、直ちに海浜から離れ、急い

で安全な場所に避難する。

- (4) 津波注意報でも、海水浴や堤防釣りは危険なので行わない。
- (5) 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。
- (6) 津波警報、注意報が発令されたら、漁協等を通じ船舶無線等により直ちに伝達し、早急に避難させる。
- (7) 海水浴場等で津波警報等の発表があった場合、津波フラッグを用いた情報の伝達を行う。ただしその場合は、伝達の実施者の安全を確保した上で行う。

5 津波避難ビルに関する補助制度の利用促進（危機管理部）

津波浸水予測区域内の民間施設の津波避難ビルの指定増加を図るため、民間が所有する頑丈で高さのある建築物について、津波時の一時避難施設となるような改修工事や建築工事に対する補助制度の周知を図り、所有者等に改修等の機運を高めるよう働きかける。

6 津波に関する調査研究（危機管理部）

津波に関する総合的、計画的な防災対策を推進するためには、災害要因の研究、被害想定等を行い、社会環境の変化に対応した防災体制の整備が必要となるので、市においても県等と連絡を密にし、次の事項の調査研究に努める。

- (1) 過去の津波記録
- (2) 津波避難に関する調査
- (3) 津波避難ビル等に関する調査
- (4) 津波発生時における情報連絡体制
- (5) 遠地津波発生時の対応
- (6) 防災教育に関する研究

7 浸水リスクが高い津波浸水予測区域にある災害対策支部の代替施設の検討

第3項 市民や地域が実施する対策

1 情報取得手段の確保

津波警報等の情報を取得するため、地震の直後はコミュニティFMやテレビ、インターネット、携帯電話など、情報取得手段を多重的に確保するよう努める。

2 避難経路や集合場所の確認

平常時から家庭や地域で津波発生時における避難場所や避難経路等を市が配布する津波ハザードマップなどで確認しておき、即座に行動できるよう備える。

第18節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第1項 計画の主旨

「地震防災対策特別措置法」に基づく地震防災緊急事業5箇年計画に係る事業の推進について定める。

第2項 市が実施する対策（危機管理部，各担当部）

- 1 避難地，避難路の整備
- 2 消防用施設の整備
- 3 公立の小学校及び中学校の改築又は補強
- 4 津波発生時における円滑な避難確保のための海岸保全施設又は河川管理施設の整備
- 5 不特定多数の者が利用する公的建造物の補強
- 6 飲料確保のための貯水槽の整備
- 7 地域防災拠点施設の整備
- 8 防災行政無線の整備
- 9 非常用食料，救助用資機材等の物資の備蓄倉庫の整備
- 10 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第19節 災害廃棄物処理対策計画

第1項 計画の主旨

東日本大震災では、津波堆積物を含む膨大な量の災害廃棄物が発生し、その迅速かつ円滑な処理が、被災地の復旧・復興には極めて重要であることが改めて認識された。

この教訓を生かし、広域的な大規模災害が発生した場合においても、迅速かつ円滑に廃棄物処理が行われるよう、あらかじめ災害時の処理システムを検討し、整備しておくことが必要である。

第2項 市が実施する対策

1 災害廃棄物処理計画の管理（環境部）

災害時に発生する廃棄物を迅速かつ円滑に処理し、早期復旧に資するため、「鈴鹿市災害廃棄物処理計画（平成26年度策定）」を適切に管理し、必要が生じた際は適宜修正を行う。

なお、当該計画には、発災直後の初動体制、一次及び二次仮置場管理運営手法、具体的な処理方法をはじめ、国、県、近隣市町、民間事業者、関係団体等との連携など、災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための事項について明記する。

特に、津波発生時には大量の堆積物等が発生するため、津波による被害を考慮した仮置場の選定に努める。

2 教育・訓練（環境部）

災害廃棄物処理計画の実効性を保つため、計画の内容について平常時から担当職員を対象とする教育を行なうとともに、災害時の対応訓練を行う。訓練終了後に検証を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて計画の改善措置を講じる。

3 広域的な協力体制の整備（環境部）

(1) 三重県災害等廃棄物処理応援協定

災害時におけるごみ、し尿等の一般廃棄物の処理を円滑に実施するための支援活動及び受援活動について、県と市町が締結した「三重県災害等廃棄物処理応援協定」に基づき推進する。

(2) 協力支援体制の整備

災害による処理施設、機材等の不足に対応するため、県内市町相互はもとより、他府県や民間団体等についても協力体制の整備を推進する。

(3) 仮置場の候補地の選定

災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物等を一時的に集積するための仮置場候補地を選定するよう努める。

第20節 地区防災計画

第1項 計画の主旨

平成25年の基本法の一部改正において、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市内の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）が行う自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が新たに創設された。

市は、関係機関と協力し、基本法第42条第3項に基づく市民等が策定する地区防災計画などの策定の支援を行う。

また、地域の事情に応じた災害に対する事前の備えや発災時の対応等を記した地区防災計画を地域住民が策定することにより、地域における防災・減災力の向上に努める。

第2項 市が実施する対策（危機管理部、地域振興部）

1 地区防災計画の策定に対する支援

- (1) 地域が地区防災計画を策定する際は、市が積極的に策定作業に参加し、地域住民に対し適切な助言を行い、地区防災計画の策定を支援する。
- (2) 高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人、旅行者等の災害時要援護者に十分配慮し、地域内に居住する災害時要援護者を支援する対策が計画に盛り込まれるよう、助言を行う。
- (3) 地域が地区防災計画を策定した際は、市防災計画に定めるため、市防災会議に提案するよう、あらかじめ地域に対し促す。
- (4) 防災への取組の必要性を掲げている地域づくり協議会が多くあるため、地域自らの防災力の向上に向け、地域づくり協議会と連携し地区防災計画の策定を支援する。

2 現在の策定状況

現在、減災を進める一環で、地域コミュニティを単位とする住民同士で地区防災計画を策定した地区が4地区ある他、策定に向けて協議を進めている地区及びその他の地域においても策定への取組が広がるよう支援する。

第3項 市民や地域が実施する対策

1 地区防災計画の策定

自助、共助による防災活動の推進の観点から、地区居住者等が中心となり自発的に行う防災活動に関する事項を定めた計画として、地域コミュニティにおけるさらなる共助の促進に寄与する「地区防災計画」の策定に努める。

なお、策定にあたって、国の定める「地区防災計画ガイドライン」を参考とし、市等からの助言が必要な場合は、適時防災危機管理課と協議を行う。

2 活動体制の整備等

地区防災計画を策定するための活動体制として、地域づくり協議会、町内会・自治会、小学校区、マンション単位等の自主防災組織、その他防災関連の地域住民によって構成されたNPO、事業者等が考えられる。

地区内で自主的な活動体制を整備するためには、その体制を取りまとめる会長をおくほか副会長等活動に参加するメンバーの仕事の分担を具体的に決め、班を編成しておくことが有用となる。

また、大規模災害の発生時には周辺地域等、広範囲で被害が発生することが想定され、近隣の地区居住者等、自主防災組織、消防団、地域活動団体等と連携することが重要である。これを実現させるには、平常時から情報交換、人的交流、防災まちづくりの共同実施等を行い、友好的な関係を築くとともに、いざというときの応援要請の在り方等連携方法についてあらかじめ決めておくことが重要となる。

特に、大規模災害時には火災が同時に発生し、市や常備消防の対応だけでは限界があるため、消防団との連携が重要となる。平常時から、地区居住者等が防災活動の体制を維持し、防災知識や技術を身に付けるためのアドバイザーとして、消防団との交流を図り、地域を守る組織として協力し合うことが、共助力の向上として重要となる。

3 市防災計画への規定

地区防災計画が策定された際は、市防災会議に提案し、市防災計画に規定するよう努める。

第21節 受援・応援体制の整備計画

第1項 計画の主旨

南海トラフ地震等の大規模災害が発生した際は、県内外の関係機関や応援協定団体の支援を受けることとなる。発災直後においても各種支援・応援の受入が可能な体制整備を目指す。

第2項 市が実施する対策（危機管理部，総務部）

1 市町間の応援・受援に係る計画の策定及び体制の整備

三重県市町災害時応援協定に基づき、円滑な応援・受援対策に必要な計画をあらかじめ策定し、体制の整備を図るとともに、協定に基づく防災訓練の実施及び協力に努める。

2 県外市区町との災害時連携体制の構築

- (1) 県外の市区町と締結している災害時応援協定がより有益なものとなるよう、定期的に対策会議を開催し応援及び受援に関する事項を定める。
- (2) 協定締結市区町との訓練を実施し、発災時における応援及び受援体制の確認を行う。
- (3) 被災市区町村応援職員確保システムを活用した受援体制構築の検討を行う。

3 広域一時滞在への協力

基本法第86条の8及び第86条の9に基づき、広域一時滞在の協議等に参加する。

4 国によるプッシュ型支援が実施された際の受入れ施設の指定

大規模な地震災害が発生し大きな被害が予想される場合は、支援を要請しなくても、国により支援物資等が配送されるプッシュ型支援が発災後96時間を目安に開始されるため、「AGF鈴鹿体育館」及び「西部体育館」を受入れ先として指定する。

資料編16-4 相互応援協定等締結市区町一覧（県内市町除く）

5 プッシュ型支援に関する受援計画の策定

前号で定めた受入れ施設において、円滑な受援を実現するため、具体的な受入れ方法や各避難所等への配送方法等の指針を定めた計画の策定を進める。

なお、計画策定の際は、県や応援協定団体等との連絡調整を密に図り、実践的な計画となるよう努める。

6 物資調達・輸送調整等支援システムの活用

物資調達・輸送調整等支援システムを用いて、備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の調達を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

7 防災関係機関の受援拠点の整備

防災関係機関からの応援が円滑に受けられるよう、「桜の森公園」を、警察・自衛隊等による応援部隊の展開場所や宿営場所となる進出拠点に位置付ける。

8 応援協定団体の受援体制の整備

本市は多数の団体と災害時応援協定を締結していることから、各種団体による救援活動拠点等の確保や、受援に必要な計画等の策定について検討・実施する。

なお、応援協定団体による物資や食料等の受入れ先（市物資拠点）については、「AGF鈴鹿体育館」と「西部体育館」を位置付け、受入れに必要な資機材の確保や設備の整備に努めるとともに、物流関係事業者等と防災協定を締結し、民間の施設等を活用できるように努める。

資料編 16-5 防災に関する協定一覧（災害時における緊急物資輸送等に関する協定）

9 三重県広域受援計画への対応

上記の各種受援体制を確保するために、三重県広域受援計画（平成31年3月）に準ずる包括的な受援計画の策定について検討する。

10 応急対策職員派遣制度（被災市区町村応援職員確保システム）の活用

県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは避難所運営や罹災証明書の交付等の災害対応業務を実施できない規模の災害が発生した場合に、被災市区町村応援職員確保システムを用いて被災都道府県以外の地方公共団体からの応援職員を派遣要請する。